

東洋町起業支援事業費補助金

～ 東洋町内で新たに地域課題の解決につながる起業等をする方に対し、必要な経費の一部を補助します ～

東洋町起業支援事業費補助金とは

東洋町内で地域課題解決につながる社会的事業を新たに起業、事業承継、第二創業する方を対象に、対象経費の3分の2（60万円から200万円を上限）を補助する制度です。

1 補助対象事業

- (1) 町内において、起業等をする社会的事業であること。
- (2) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (3) 補助金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定する風俗営業法）でないこと。

補助目的

地域の社会的課題の解決につながる効果的な起業、事業承継及び第二創業を促進するため社会的事業分野において、本町で起業を行う者及び第二創業した者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象者

次に掲げる項目の全てに該当する方

- (1) 町内に居住している者又は補助事業完了日までに町内に居住する者であること。
- (2) 本事業の補助金交付決定日以降に、補助事業の実施年度の2月28日又は補助事業完了日のいずれか早い日までに起業等を行う者であること。
- (3) 町税及び町に対する税外未収金債務の滞納が無いこと。

3 補助対象経費 ※詳細は裏面参照

- ・ 起業及び新事業展開のための準備に必要な経費
- ・ 新たな商品又はサービスの市場調査等のために必要な経費
- ・ 商品又は技術の開発のために必要な経費
- ・ 商品又はサービスの販路開拓及び販売促進のために必要な経費（情報発信及び広報含む）

4 補助限度額等

- ① 補助限度額
200万円
※下限：60万円 上限：200万円
- ② 補助率
対象経費の3分の2以内

5 申請スケジュール

第1回公募
(6月審査会) 令和7年4月1日(火)～5月31日(土) 17時必着

6 手続きの流れ



※申請書等の書き方等は商工会へご相談ください。 補助対象期間

問合せ先 東洋町商工会

TEL 0887-29-2036

FAX 0887-29-2037

メール toyo@kochi-shokokai.jp

東洋役場総務課 企画調整室

TEL 0887-29-3111

FAX 0887-29-3825

メール sanken@town.toyo.lg.jp

補助対象経費詳細

補助対象事業区分	補助対象経費	補助対象経費 (小科目)	補助率及び補助限度額
起業支援事業	・ 起業及び新事業展開のための準備に必要な経費	補助事業の実施に必要な経費のうち、 人件費 謝金 旅費 印刷製本費	補助率：3分の2以内 補助限度額：200万円 下限：60万円 上限：200万円
事業承継事業	・ 新たな商品又はサービスの市場調査等のために必要な経費	修繕費 役務費 委託費 使用料及び賃借料 工事費	
	・ 商品又は技術の開発のために必要な経費	原材料費 備品購入費 負担金 その他町長が事業の遂行において必要であると認めるもの	
第二創業支援事業	・ 商品又はサービスの販路開拓及び販売促進のために必要な経費（情報発信及び広報含む）		

※補助対象とならない経費（例）

- ・ 汎用性が高く、使用目的が本業務の遂行に必要なものと特定できない物の調達費
- ・ 個人事業主の場合、本人及び個人事業主と生計を一にする三親等以内の親族の人件費
- ・ 法人の場合は、代表者及び役員（監査役、会計参与を含む。）の人件費。組合の場合は、役員及び組合員の人件費
- ・ 個人事業主の場合、本人及び個人事業主と生計を一にする三親等以内の親族の人件費
- ・ 雇用主が負担する社会保険料、労働保険料等の法定福利費
- ・ 店舗又は事務所の賃貸契約に係る敷金、礼金、保証金等
- ・ 事業に直接関係のない店舗、事務所又は駐車場（例：従業員専用駐車場等）の借入費
- ・ 火災保険料、地震保険料及び、車輛保険料等各種保険料
- ・ 本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等に係る店舗等借入費
- ・ 第三者に貸す部屋等の借入費
- ・ 不動産の購入費
- ・ 船舶の購入費
- ・ 車両の購入費
- ・ 「建物の増築・増床」や「小規模な建物（物置等）の設置」など、「不動産の取得」に係る費用
- ・ 東洋町以外での店舗又は事務所の開設に伴う外装工事及び内装工事費用
- ・ 東洋町以外で使用する機械装置、工具、器具及び備品の調達費
- ・ 販売する製品等の制作や販売に必要となるライセンス（販売権、キャラクター使用権等）の購入費